

臓器移植法改定

会誌編集部

I. はじめに

1997年に「臓器の移植に関する法律」が施行され、わが国でも脳死下での臓器移植が可能となった。2010年までの12年間で86名の方々から臓器提供がなされ、374名に移植が行われてきた。しかし、この「臓器の移植に関する法律」は、脳死下での臓器移植を行うための法律であり、生前の本人の意思が書面中表示されていることが条件であった。そんな中、2008年の国際移植学会におけるイスタンブール宣言に後押しされ、2009年7月に「臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案（A案）」が可決、2010年7月に交付された。

本稿では、「臓器の移植に関する法律」がなぜ改正され、どのような箇所が改定になったのかを対比表を用いて解説する。

II. 臓器移植法改定

1997年に「臓器の移植に関する法律」が施行され、2010年までの12年間で86名の方々から臓器提供がなされ、374名に移植が行われてきた¹⁾。しかし、この「臓器の移植に関する法律」は、生前の本人の意思が書面中表示されていることが条件であり、実施は少数にとどまっていた。2010年7月に施行された改正法では、本人の臓器提供の意思が不明の場合、家族の承諾で提供が可能になったこと、15歳以上とされてきた年齢制限がなくなったこと、親族へ優先的に提供することができるようになったこと、など移植の普及に向けての内容が盛り込まれている（表1）。

III. 主な改正点

- ・脳死・人の死の概念にかかわる改正
- ・遺族が臓器の摘出について書面で承諾していれば臓器提供が可能
- ・親の承諾だけで小児からの臓器提供が可能
- ・親族への優先提供が可能
- ・国・地方公共団体が啓発・知識の普及に必要な施策を行うことができる
- ・虐待を受け死亡した児童からの提供を一切禁じる

IV. 改正内容について

改正法でのいちばんの改正点は、遺族が承諾していれば臓器提供が可能になったことであろう。7月に改正法が施行されてから、臓器提供のニュースが連日のように報道されていることを見ても明らかのように、“本人の生前の書面による意思表示（同意）”が実施数と大きくかかわっていたのが事実である。

親族への提供は書面による意思表示が必要である。この場合の親族は、配偶者、子、父母に限定されている。ただし、親族のみへの提供は認められておらず、親族が不適応だった場合は一般のレシピエント（移植患者）へ提供される。また、自殺した方からの親族提供は認めないことが規定されており、親

表1 臓器の移植に関する法律の改正対比表 (1)

改正前	改正後
<p>(臓器の摘出) 第六条 医師は死亡した者が生存中に臓器を移植術に使用するために提供することを書面により表示している場合であって、その旨の告知を受けた遺族が当該臓器の摘出を拒まないとき又は遺族がないときは、この法律に基づき、移植術に使用されるための臓器を、死体（脳死した者の身体を含む。以下同じ。）から摘出することができる。</p>	<p>(臓器の摘出) 第六条 医師は、次の各号のいずれかに該当する場合には、移植術に使用されるための臓器を死体（脳死した者の身体を含む。以下同じ。）から摘出することができる。 一 死亡したものが生存中に当該臓器を移植術に使用されるために提供することを書面により表示している場合であって、その旨の告知を受けた遺族が当該臓器の摘出を拒まないとき又は遺族がないとき。 二 死亡した者が生存中に当該臓器を移植術に使用するために提供することを書面により表示している場合及び当該意思がないことを表示している場合以外の場合であって、遺族が当該臓器の摘出について書面により承諾しているとき。</p>
<p>2 前項に規定する「脳死した者の身体」とは、その身体から移植術に使用されるための臓器が摘出されることとなる者であって脳幹を含む全脳の機能が不可逆的に停止するに至ったと判定されたものの身体をいう。</p>	<p>2 前項に規定する「脳死した者の身体」とは、脳幹を含む全脳の機能が不可逆的に停止するに至ったと判定されたものの身体をいう。</p>
<p>3 臓器の摘出に係る前項の判定は、当該者が第一項目に規定する意思の表示に併せて前項による判定に従う意思を書面により表示している場合であって、その旨の告知を受けたその者の家族が当該判定を拒まないとき又は家族がないときに限り、行うことができる。</p>	<p>3 臓器の摘出に係る前項の判定は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、行うことができる。 一 当該者が第一項目第一号に規定する意思を書面により表示している場合であり、かつ、当該者が前項の判定に従う意思がないことを表示している場合以外の場合であって、その旨の告知を受けたその者の家族が当該判定を拒まないとき又は家族がないとき。 二 当該者が第一項目第一号に規定する意思を書面により表示している場合及び当該意思がないことを表示している場合以外の場合であり、かつ、当該者が前項の判定に従う意思がないことを表示している場合以外の場合であって、その者の家族が当該判定を行うことを書面により承諾しているとき。</p>
<p>新設</p>	<p>(親族への優先提供の意思表示) 第六条の二 移植術に使用されるための臓器を死亡した後に提供することを書面により表示している者又は表示しようとする者は、その意思の表示に併せて、親族に対し当該臓器を優先的に提供することを書面により表示することができる。</p>
<p>(臓器の摘出の制限) 第七条 医師は前条の規定により死体から臓器を摘出しようとする場合において、当該死体について刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第二百二十九条第一項の検視その他の犯罪捜査に関する手続きが行われるときは、当該手続きが終了した後でなければ、当該死体から臓器を摘出してはならない。</p>	<p>(臓器摘出の制限) 第七条 医師は、第六条の規定により死体から臓器を摘出しようとする場合において、当該死体について刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第二百二十九条第一項の検視その他の犯罪捜査に関する手続きが行われるときは、当該手続きが終了した後でなければ、当該死体から臓器を摘出してはならない。</p>
<p>新設</p>	<p>(移植医療に関する啓発等) 第十七条の二 国及び地方公共団体は、国民があらゆる機会を通じて移植医療に対する理解を深めることができるよう、移植術に使用されるための臓器を死亡した後に提供することを有無を運転免許証及び医療保険の被保険者証等に記載することをできることとする等、移植医療に関する啓発及び知識の普及に必要な施策を講ずるものとする。</p>

表1 臓器の移植に関する法律の改正対比表 (2)

改 正 前	改 正 後
<p>附則 (経過処置) 第四条 医師は、当分の間、第六条第一項に規定する場合のほか、死亡した者が生存中に眼球又は腎臓を移植術により使用されるために提供する意思を書面により表示している場合及び当該意思がないことを表示している場合以外の場合であって、遺族が当該眼球又は腎臓の摘出について書面により承諾しているときにおいても、移植術に使用されるための眼球又は腎臓を、同条二項の脳死した者の身体以外の死体から摘出することができる。</p> <p>2 前項の規定により死体から眼球又は腎臓を摘出する場合においては、第七条中「前条」とあるのは「附則第四条第一項」と、第八条及び第九条中「第六条」とあるのは「附則第四条第一項」と、第十条第一項中「同条の規定による」とあるのは「附則第四条第一項の規定による」と読み替えて、これらの規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。</p>	<p>附則 第四条削除</p>
	<p>附則（平成21年7月17日法律第83号） (施行期日) 1 この法律は、公布の日から起算して一年を経過した日から施行する。ただし、第六条の次に一条を加える改正規定及び第七条の改正規定並びに次項の規定は、交付の日から起算して六月を経過した日から施行する。</p> <p>(経過措置) 2 前項ただし書に規定する日からこの法律の施行の前日までの間における臓器の移植に関する法律附則第四条第二項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは「第六条」とする。</p> <p>3 この法律の施行前にこの法律による改正前の臓器移植に関する法律附則第四条第一項に規定する場合に該当していた場合の眼球又は腎臓の摘出、移植術に使用されなかった部分の眼球又は腎臓の処理並びに眼球又は腎臓の摘出及び摘出された眼球又は腎臓を使用した移植術に関する記録の作成、保存及び閲覧については、なお従前の例による。</p> <p>4 この法律の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p> <p>(検討) 5 政府は、虐待を受けた児童が死亡した場合に当該児童から臓器（臓器の移植に関する法律第五条に規定する臓器をいう。）が提供されることのないよう。移植医療に係る業務に従事する者がその業務に係る児童について虐待が行われたか疑いがあるかどうかを確認し、及びその疑いがある場合に適切に対応するための方策に関し検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p>

族優先の改正法を利用して自ら命を落とすことがないよう律している。

V. イスタンブール宣言

2008年に国際移植学会が発したイスタンブール宣言は、非人道的な臓器移植に反対するとともに、それぞれの国において、臓器提供の自給自足を達成するための努力をすべきであるとしている(表2)²⁾。

わが国では、そのイスタンブール宣言に背中を押されるようにして、2009年7月に「臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案(A案)」が可決された。A案は脳死を「人の死」と認める法案で、脳死を人の死として一般国民から受け入れられないという意見もあったが、臓器提供を前提とした上ではあるものの、人の死として法改正された意義は大きい。

表2 イスタンブール宣言(国際移植学会)2008年5月

- ・臓器売買・海外渡航移植(非合法なもの)などは、人道的・社会的・国際的に問題あるものと考
え、世界レベルで反対すること
- ・死体(脳死・心停止)ドナーを自国で増やし、臓
器移植を増やすように呼びかけること
- ・生体ドナーは、ドナー保護を最優先し、選定や移
植に関わる総合的な保障の制度を国家的に取り組
むこと

VI. 日本の現状と海外事例

臓器提供数が世界1位のスペインでは、人口100万人当たり年間34.2人がドナー(臓器提供者)になる³⁾。4位のアメリカでも10人を超えている。しかし日本では0.1人と、まさに桁違いである。1997年に臓器移植法が成立して、ドナーカードが一斉に配布されたが、提供の意思を記したドナーカードを保持している人はわずか1.6%しかない。日本の意識レベルは相当に低い。

アメリカの病院では、すべての死亡患者の家族に対して「臓器提供の意思があるか」確認をしている。そのため、年間6,000人の方が脳死下で臓器提供を行っている。

韓国では、2007年に人気プロボクサーがリング上で倒れ脳死となり、臓器提供を行った。そのことがきっかけとなり、以降提供者が増えてきた。

またタイでは、臓器提供が仏教の教えの最高位とされていたり、シンガポールでは「No」と言わない限りは提供に同意とみなされている。

VII. 改正後の課題

移植でしか救命できない患者とその家族にとって、今回の法改正は一筋の光明であることは確かだろう。その光を確かなものにするためには、一般市民への啓発を充実させる必要がある。改正法では、地方レベルで知識の普及に必要な施策を行うことができるとあり、勉強会の実施や、学校教育など身近なところで移植とはどういうことかを学べる場をつくることができる。

一般市民における移植の知識が底上げされ、臓器提供も増加すれば、移植を待つ患者の待機期間は短縮するかもしれないが、そのぶん移植希望患者も増加するので、待機患者は増加すると推測する。そのため、移植施設ではコーディネーターや移植医増員の検討が必要になってくる。また、臓器提供の意思表示の機会が増えることにより、患者に臓器提供の意思表示がされているか確認をするための体制整備も必要である。

移植は、提供する方があってはじめて成立するものである。最後まで手をつくしたが、残念ながら脳死になってしまった方がいて、臓器提供への道ができるのである。改正法では親族への優先提供が可能となり、提供側とレシピエント側が通じていることもあり、提供を期待してしまうレシピエントの存在

が危惧されている。臓器提供者家族のケアを含めた移植医療のシステムづくりを期待したい。

参考文献

- 1) 一家網邦, 池谷博: 脳死・臓器移植法の改正を巡る医事法・法医学的考察. 京都府立医科大学雑誌. 2010 : 119 : 511-21.
- 2) 中山恭伸: 臓器移植法改正をめぐる諸問題. 京都府立医科大学雑誌. 2010 : 119 : 523-31.
- 3) 添田英津子: 世界の臓器移植事情. 看護. 2010 : 62 : 76-7.

(文責: 若杉亜矢/松下記念病院)